

◇景観計画改定の主なポイント

1. 公共施設・公共サインの景観整備を推進する仕組みづくり

良好な景観形成を進めるにあたり、行政が行う景観整備がその先導的役割を果たすことから、「第6章 公共施設の景観整備と公共サインの景観誘導」を新設した。

- ◆ (P163) 公共施設や公共サインの景観整備に関する基本的な考え方、進め方、配慮事項ついて、各課と協議しルール化した。
- ◆ (P164) 公共施設整備にあたり、事業課の予算要求段階から景観協議を行う仕組みについて、関係課と協議し策定した。

2. 開発事業条例ではなく、都市景観条例に基づく事前協議へ移行する

都市景観条例を2月議会を目途に改正し、景観法に即したあるべき事前協議の仕組みへ移行する。

- ◆ これまで、建築・開発事業における景観計画に関する事前協議を開発事業条例の手続きの中で行ってきたが、その手続きに法的根拠が無いとする課題に対して、景観法に基づく事前協議手続きを都市景観条例の中で定めることで、その解決を図ろうとするものである。
- ◆ (P37) 都市景観条例に基づく事前協議へとフロー図を変更した。

3. 10年間の運用実績を検証し、基準の見直し、時点修正を行う

- ◆ 計画策定後の10年の変化を捉え、時点修正を行った。
 - (例)・「はじめに」「改定にあたって」に、これまで行ってきた景観形成の取組などを明記。
 - ・2020年に開催されるオリンピック・パラリンピックを契機に景観整備をすすめることとした。(P20ほか)
 - ・景観地区の指定に伴い、景観地区の指定経緯や内容を掲載した。(P126)
- ◆ 都市マスタープランの改定などを受け、上位・関連計画との整合を図った。
 - (例)・土地利用区分図の変更(P28)、野村総研跡地の新都市機能導入地へ移行(P98)など、都市マスタープランとの整合。
 - ・青蓮寺特別緑地保全地区候補地の表記(P25)など、鎌倉市緑の基本計画との整合。
- ◆ 運用実績の検証や、土地利用類型ごとの景観形成基準の見直しを行い、現行のままで大きい支障がないことを確認し、事例が多数ある開発行為について新たに景観形成基準を作成した。